

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

現行民法は、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改める旨規定しているが、旧姓の通称使用や事実婚を選択する者が増える中、当該規定については社会的変化に合っていないとの指摘もある。

現在、国においては、旧姓の通称使用の拡大に向けた取り組みを進めているが、戸籍姓との使い分けは煩雑であり、改姓を望まない者にとって、通称使用は根本的な解決にはならないと言える。

こうした中、日本政府に対して、国連・女性差別撤廃委員会から民法改正の勧告がなされ、最高裁判所においては、同法の夫婦同姓規定を合憲とする一方で、制度のあり方を国会の審議に委ねる判断を示している。

よって、国におかれては、国会での議論が進んでいない現状を踏まえ、選択的夫婦別姓制度について、様々な観点から積極的かつ十分に議論されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

善通寺市議会